

# 新たな年金記録訂正手続の実施に向けた準備

# 新たな年金記録訂正手続の実施に向けて

## 1 新たな年金記録訂正手続の準備状況

### ①年金記録訂正手続の設立準備

平成27年3月から開始する訂正請求の受付・調査に向けた政省令を平成26年10月31日付けで公布。  
また、地方厚生局等の事務室の場所の確保や調達手続など設立に向けた準備も進めている。

### ②年金記録訂正手続に関する研修

平成26年9月 新たな訂正手続の移行時期の取扱いに係る説明会を実施（日本年金機構の拠点）

平成27年1月 新たな訂正手続の取扱いに係る説明会を実施する予定（ " " ）

まずは年金事務所での正確な事務処理が重要であり、現在、説明会資料を準備している。

平成27年2月頃 新たな訂正手続の取扱いに係る研修を実施する予定（地方厚生局等）

### ③年金記録訂正手続に関する広報

平成26年11月～27年2月 新たな訂正手続の「事前申込書」の広報を実施

年金事務所等で「事前申込書」の案内のための「ちらし」を配布。

日本年金機構ホームページに「事前申込書」の案内と、手続に必要な書類を掲載。

平成27年3月頃 新たな訂正手続に関する広報を開始

国民向けのパンフレットを作成し、年金事務所等で配布するほか、厚生労働省や日本年金機構ホームページに掲載する予定。

# 新たな年金記録訂正手続の実施に向けて

## 2 事務処理の適正な実施を確保する取組

- 以下の取組により、事務処理の適正な実施を図る。
  - ・ 事跡管理システムを活用した事案情報の共有により、事案処理の整合性を確保。
  - ・ 事跡管理システムを活用して事案分析を随時行い、事務処理の改善に活用。
  - ・ 前例のない新たな事案については、中央（厚生労働本省）の事務室において一元的に分析・検討を行い、年金記録の訂正に関する方針の追加・改訂の必要があれば、社会保障審議会年金記録訂正分科会において審議する。

# 新たな年金記録訂正手続の実施に向けて

## 3 第三者委員会における過去のデータ・関連蓄積資料の取扱い

第三者委員会が保有している確認申立てに係る情報については、大きく次の2つがある。

- あっせん文等の内容を収録している事案情報データ
- 調査で取得した関連資料

### (1) 事案情報データ

総務省から事案情報データについてそのまま提供を受ける方向で調整中。

<事案情報データの収録項目（例）>

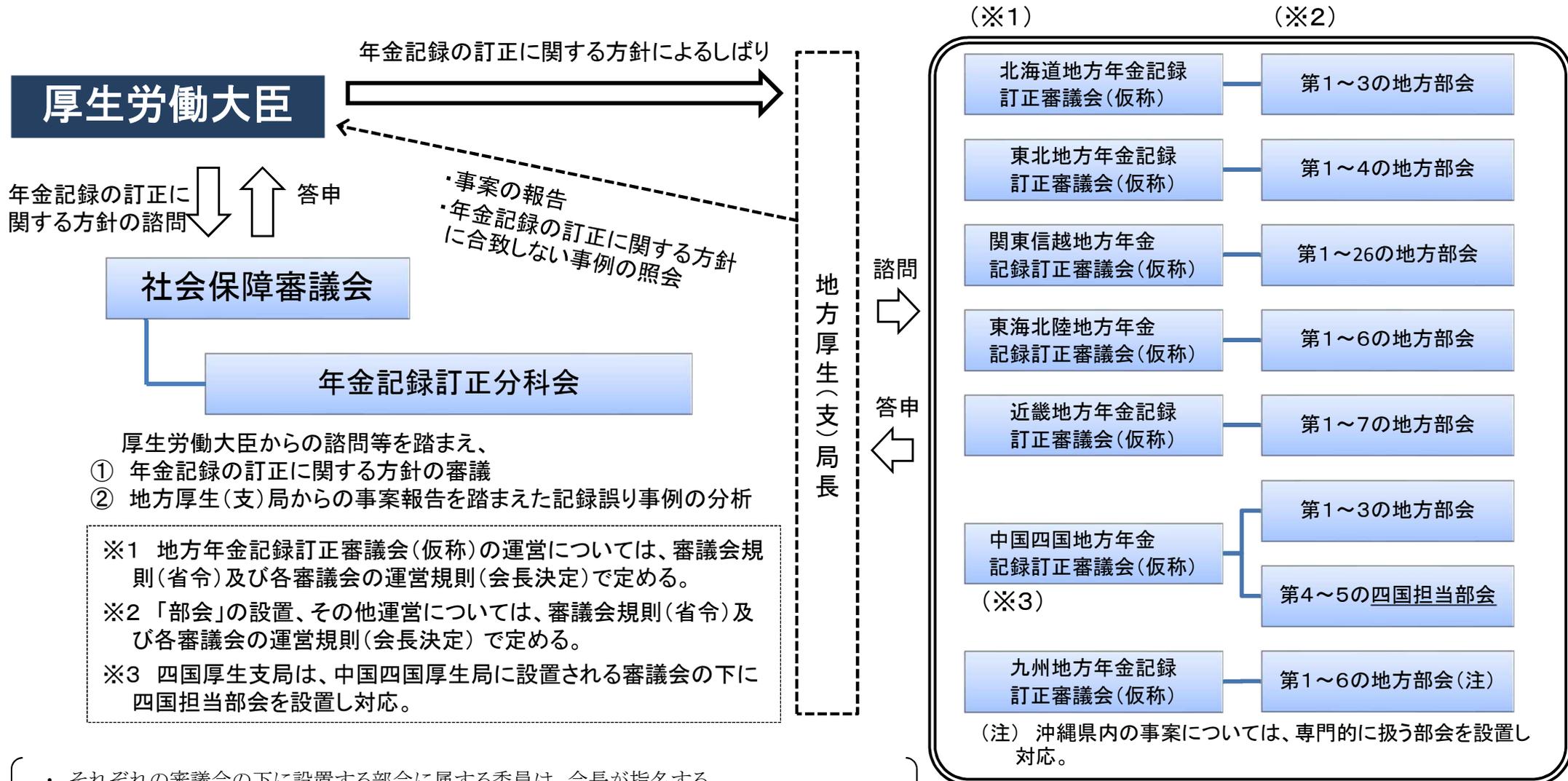
- ① 国民年金、厚生年金保険の別
- ② 受付委員会
- ③ 受付年月日
- ④ 処理年月日
- ⑤ 申立期間
- ⑥ 申立内容
- ⑦ あっせん文書

### (2) 調査で取得した関連資料

公文書管理法等に基づき、引き続き総務省において保管する予定だが、厚生労働省において新たな訂正手続の適正な実施のために必要な場合には、個別の事案を特定して提供を受けることとなる。

# 年金記録の訂正手続における審議会の体制

- 厚生労働本省に設置する「年金記録訂正分科会」の他、地方厚生局（7カ所）に「地方年金記録訂正審議会（仮称）」を設置（この審議体制は、総務省年金記録確認第三者委員会の審議体制と同様）。
- 地方年金記録訂正審議会（仮称）及びその下に設置する「部会」は、現在の「総務省年金記録確認地方第三者委員会」及びその下に設置されている部会の規模感と同程度を想定し構築。



- ・それぞれの審議会の下に設置する部会に属する委員は、会長が指名する。
- ・部会に付議された案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

年金記録の訂正に関する方針に従って審議を行い、議決を以て地方厚生(支)局長に対して、訂正の可否に係る意見(答申)を行う。

# 地方年金記録訂正審議会（仮称）の概要（案）

## 1. 所掌事務

- 厚生年金保険法第28条の4第3項及び国民年金法第14条の4第3項の規定等により、年金記録の訂正請求について、地方厚生（支）局長からの諮問に対して、審議及び答申を行う。

## 2. 組織

- 審議会は、委員30人以内で組織する。必要があるときは、臨時委員を置くことができる。（関東信越厚生局に設置する地方年金記録訂正審議会（仮称）を想定）

## 3. 委員の任命・任期、会長

- 委員・臨時委員は、学識経験者から地方厚生局長が任命する。委員の任期は、2年とする。
- 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

## 4. 部会

- 審議会は部会を置くことができる。各部会の委員・臨時委員は、会長が指名する。
- 部会に部会長を置き、当該部会の委員・臨時委員から会長が指名する。部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が代理する。
- 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

## 5. 議事

- 委員・議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議決できない。
- 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長（部会の場合は部会長）が決する。委員・臨時委員は、自己の利害に関係する議事に参加することができない。

## 6. 資料の提出等の要求

- 審議会（部会を含む。）は、地方厚生（支）局長に対し、資料の提出等の必要な協力を求め、又は関係人の意見を聴くこと（いわゆる口頭意見陳述の規定）ができる。

# 地方年金記録訂正審議会（仮称）の部会数等について

- 地方年金記録訂正審議会（仮称）の下に設置する部会数は、地域ごとの委員負荷に偏りが生じないように配慮（※）して設定。（全国で57部会設置）

※ 総務省年金記録確認地方第三者委員会の平成25年度処理件数の平均値を参考に、開催頻度を月2回程度に設定。

- 一つの部会に属する委員数は、何らか事情により1名が欠席しても議事が行える人数として4人を設定。（全国で228人の委員確保）

## 【各拠点における地方年金記録訂正審議会（仮称）の規模感】（参考）年金記録確認地方第三者委員会の規模は、平成26年6月現在のもの

地方年金記録訂正審議会（仮称）	部会数設置 見込み	委員数 見込み	年金記録確認地方第三者委員会	設置部会数	委員数	
北海道	3部会	12人	北海道	5部会	25人	
東北	4部会	16人	東北	3部会	17人	
関東信越	26部会	104人	関東	22部会	88人	
管内拠点	本局(埼玉)	(9部会)	管内拠点	本局(埼玉)	(7部会)	(26人)
	(千葉)	(4部会)		(千葉)	(3部会)	(12人)
	(東京)	(8部会)		(東京)	(7部会)	(28人)
	(神奈川)	(5部会)		(神奈川)	(5部会)	(22人)
東海北陸	6部会	24人	中部	5部会	20人	
近畿	7部会	28人	近畿	6部会	29人	
中国四国	3部会	12人	中国	4部会	16人	
(四国担当部会)	2部会	8人	四国	2部会	8人	
九州	5部会	20人	九州	4部会	18人	
(沖縄担当部会)	1部会	4人	沖縄	1部会	5人	
計	57部会	228人	計	52部会	226人	

※ 平成27年度予算概算要求ベースで記載

# 年金記録の訂正手続の主なスケジュール（案）

日 程	予 定
平成27年 1月 8日	社会保障審議会年金記録訂正分科会を設置し審議を開始
" 1月上旬 ～2月上旬	年金記録の訂正に関する方針のパブリックコメント
" 2月中旬	厚生労働大臣が年金記録の訂正に関する方針を年金記録訂正分科会に諮問
" 2月末	年金記録の訂正に関する方針の策定
" 3月 1日	年金事務所において年金記録訂正請求の受付開始
" 4月 1日	地方厚生局に地方年金記録訂正審議会（仮称）を設置し審議を開始
平成27年度以降	<p>事業の実施が進み、事例が蓄積した段階で年金記録訂正分科会を開催し審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施状況の報告（処理件数、訂正決定・不訂正決定数、平均処理期間等）</li> <li>・前例のない新たな事案の分析・検討</li> <li>・必要に応じて年金記録の訂正に関する方針の追加・改訂</li> </ul> <p>※地方年金記録訂正審議会（仮称）委員からも必要に応じてヒアリングを行う。</p>